

令和5年度「札幌市保健所広域食品監視センターで使用する高速冷却遠心機の借受  
(札幌市告示第3139号)」の一般競争入札に係る質問・回答

No.	質問事項	回答
1	<p>当社は7月1日に社名変更ならびに本社住所変更を行いました。登記簿登録完了までにタイムラグがあり、本日時点で新社名の反映はされていない状況です。札幌市財政局契約管理課で確認のところ、変更が完了した登記簿の写しを提出後、入札参加資格名簿へ反映されてから新社名で入札、反映される前は旧社名で入札するようにと指示を受けていますが、貴局においても同様の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>左のとおりで問題ありません。</p>
2	<p>契約保証金の免除について、当社は札幌市契約規則第25条(3)に記載の、過去2年間で札幌市その他の官公庁と賃貸借契約を数回以上締結しておりますが、その契約書の写しの提示させていただきますので、免除可能でしょうか。 ※過去に契約保証金の支払いはしたことなく、確認の為。</p>	<p>単に社名及び本社住所の変更のみであれば、変更前の実績も契約実績として差し支えありません。ただし、登記簿の写しなどによって、変更前後の会社が同一であることを確認させていただきます。</p>
3	<p>万が一半導體不足や物流の遅延などの不測事態が発生した場合、納期遅延となる可能性もあります。遅延となった場合は、当社への指名停止等の処分や賠償請求、違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。</p>	<p>天災その他の不可抗力によって履行遅延のおそれが生じた場合は、直ちにその理由を示して履行の延期又は履行の不能を申し出てください。遅延理由が不可抗力に該当するか否かの判断は事例によるので、別途協議の上、契約の変更、解除又は違約金の徴収等について検討させていただきます。</p>
4	<p>今回の機器の使用期間について、何年くらい使用見込みでしょうか。</p>	<p>特段の不具合がなければ、5～10年程度の使用を想定しております。ただし、契約期間満了後の購入又は再リースについては、機器の損耗状況や経済性等を考慮した上で別途協議させていただく必要があります。</p>